平成２２年（フ）第３３２号
釧路市阿寒町北町２丁目21番３号
破産者　阿部　明美
1　決定年月日　平成23年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１８４号
福島県会津若松市柳原町１丁目15番29号、前住所福島県会津若松市柳原町４丁目８番５号
破産者　鈴木　静子
1　決定年月日　平成23年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第２７０号
群馬県高崎市八千代町２―７―20　レオパレスアルシーアル109号室、住民票上及び開始決定時の住所群馬県高崎市八千代町３丁目３番16号
破産者　金光　信之
1　決定年月日　平成23年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第９４５号
埼玉県狭山市つつじ野４番16―307号
破産者　葛坂　　尊
1　決定年月日　平成23年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９５９号
埼玉県所沢市美原町５丁目2357番地の45　フェニックス10Ａ
破産者　桑名　淑子
1　決定年月日　平成23年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３１７４号
横浜市泉区和泉町3920番地
破産者　大橋　哲仙
1　決定年月日　平成23年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６８号
神奈川県横須賀市久比里１丁目19番６号
破産者　田澤　秀雄
1　決定年月日　平成23年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第３８７号
相模原市中央区矢部１丁目３番12―304号
破産者　池田　祐子（旧姓川畠）
1　決定年月日　平成23年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第２４６号
群馬県高崎市棟高町1050番地16、申立時の住所長野県上田市緑が丘１丁目19番17号
破産者　今野　　毅
1　決定年月日　平成23年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第６９号
長野県千曲市大字上山田3813番地621
破産者　合津　隆子
1　決定年月日　平成23年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第２３０号
静岡県富士市中丸400番地の１　パラシオン中丸203号、前住所静岡市清水区江尻東２丁目５番３号
破産者　田中　　勇
1　決定年月日　平成23年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６２９号
三重県桑名市長島町福吉938番地　フォレストヒルアネックス102号、開始決定時の住所愛知県弥富市小島町下新田611番地８
破産者　櫻井　泰三
1　決定年月日　平成23年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５１８号
神戸市北区有野台４丁目７番地の８
破産者　小段　尚美（旧姓室屋）
1　決定年月日　平成23年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５４６号
兵庫県三木市志染町中自由が丘２丁目716番地
破産者　松永企画工房こと　松永　一之
1　決定年月日　平成23年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６０４号
神戸市垂水区西舞子４丁目25番１―211号
破産者　鎌谷　　廣
1　決定年月日　平成23年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１３８号
広島市中区西平塚町８―12シャトレ三陽６―604、開始決定時の住所広島市安佐南区高取南３丁目12番15号
破産者　森　惠美子
1　決定年月日　平成23年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３３８号
広島市安佐北区白木町大字井原4430番地３
破産者　赤崎衣料品店こと　赤崎公美子
1　決定年月日　平成23年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８８号
北海道旭川市大町２条８丁目77番地の７
破産者　水梨多惠子
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４４７号
北海道深川市４条４番29号　コ亀荘202号室
破産者　柴田真奈美
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部